

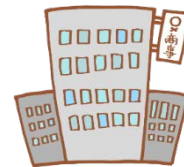


# ALSOKオフィスドクターパック

## ●ALSOKオフィスドクターパックとは？

産業医の選任義務がない「50名未満の事業場」向けに最適化された、従業員の健康管理をサポートするための産業医サービスです。

※「オフィスドクター」とは、「産業医」を表す造語です。



企業



従業員

### 従来のセキュリティ



不法侵入、窃盗  
火災・自然災害  
など

強盗、暴漢  
ストーカー、被災  
など



### ヘルス・セキュリティ



健康トラブルによる訴訟  
人材不足など

心身の健康悪化  
など

主に  
対外的な  
リスクから  
守る

企業内部  
に潜む  
リスクから  
守る

対外的なリスクから守るサービスを提供してきたALSOKが、企業内部に潜むリスクからも会社と従業員を守り、「安全・安心・**健康**」をトータル的にサポートします。

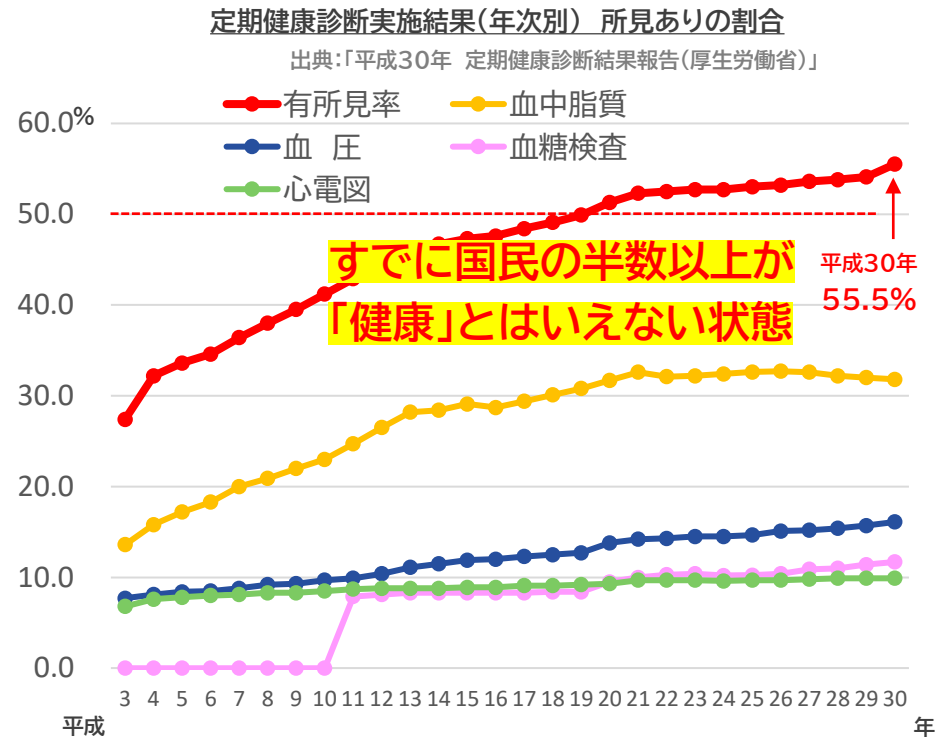
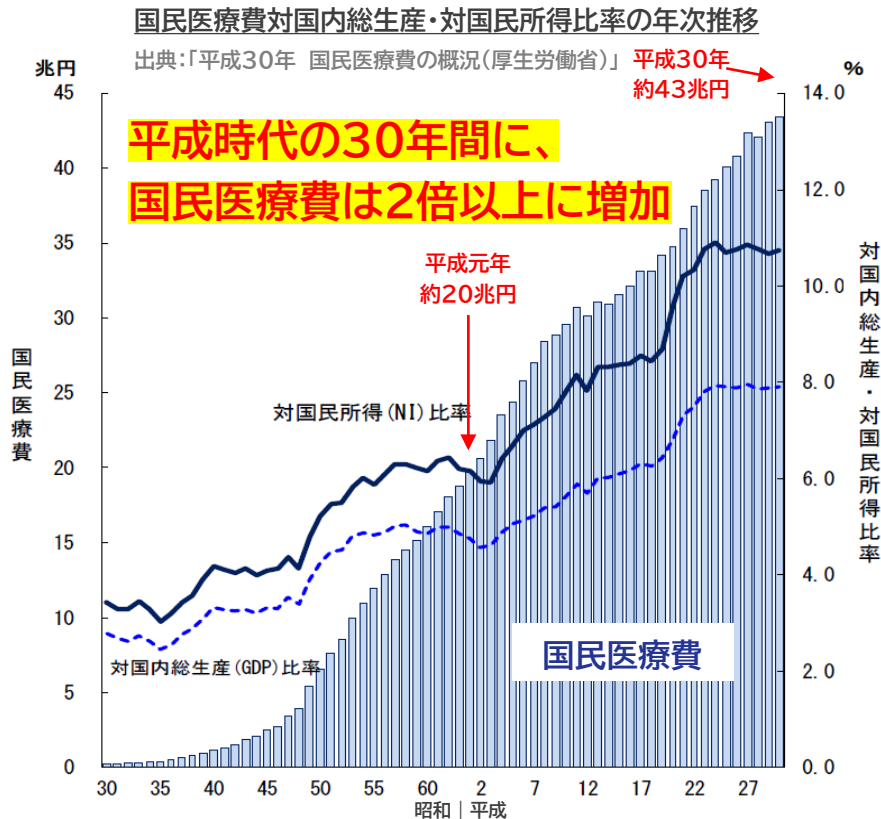
## 2 サービス開始の背景①

### (1) 国民の健康維持は喫緊の課題

わが国の国民医療費は年々増大しており、財政が危機的な状況となっています。

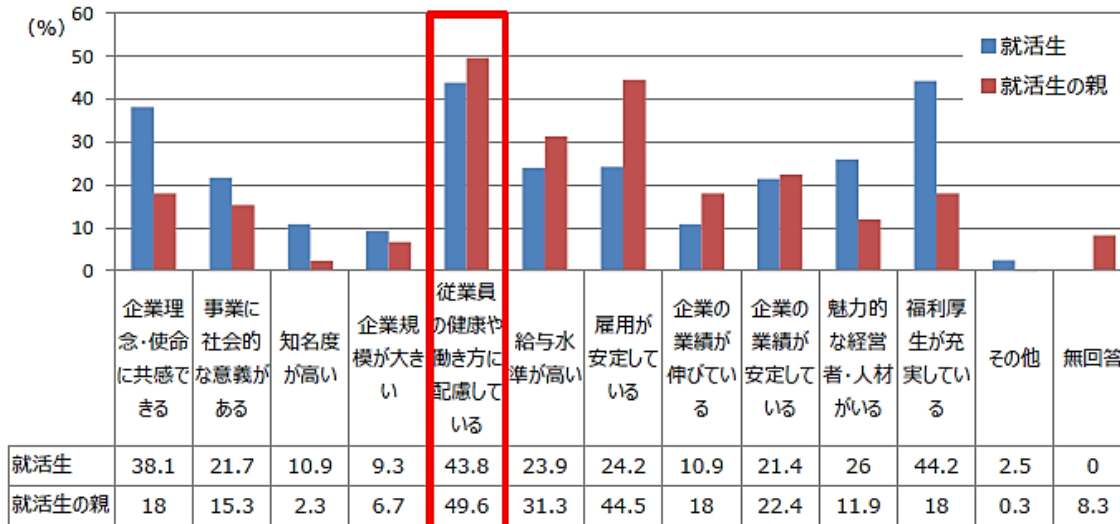
高齢化が最たる要因ですが、生活習慣病の増加など、働き手世代の健康悪化もこれに拍車をかけています。

この状況を改善させるため、厚生労働省や経済産業省、各自治体等は、補助金制度や「健康経営」に積極的な企業を認定する制度(ホワイト500、ブライト500など)を策定し推進しています。

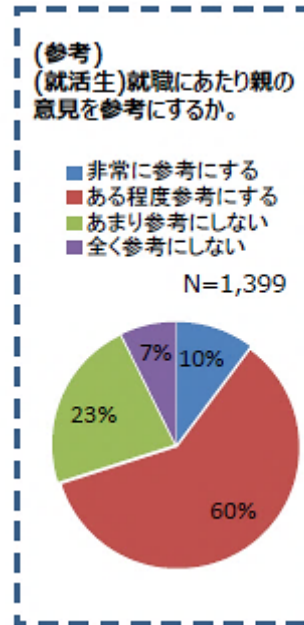


経済産業省「健康経営の推進について(令和2年9月)」より抜粋

Q. (就活生) 将来、どのような企業に就職したいか。(3つまで)  
Q. (親) どのような企業に就職させたいか。(3つまで)



※就活生のN数1399、親のN数1000における複数回答数を就活生、親それぞれで百分率にして比較



## 健康経営銘柄、健康経営優良法人における離職率



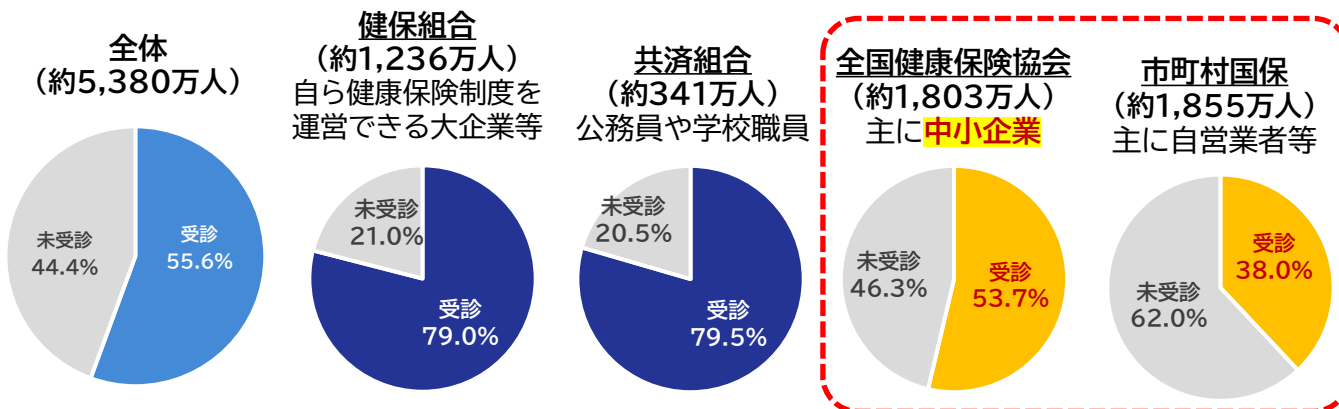
“健康経営”の推進は、  
「就業希望者の増加」  
「従業員の離職防止」  
(=事業継続)につながる

### (2) 従業員の健康をサポートする制度には受給格差が存在する

医療費抑制ためには、健康異常の早期発見・早期治療が重要ですが、健康診断を受診しない(受診させてもらえない)働き手が多いのが実情です。そのため、健康異常を自覚した時にはすでに重症化しているというケースも多くなっています。

また、従業員の健康管理や労災防止等を目的とした「産業医制度」があるものの、従業員数50名未満の小規模な事業場にはその選任義務がないため、多くの労働者は産業医によるサポートを受けられていないといわれています。

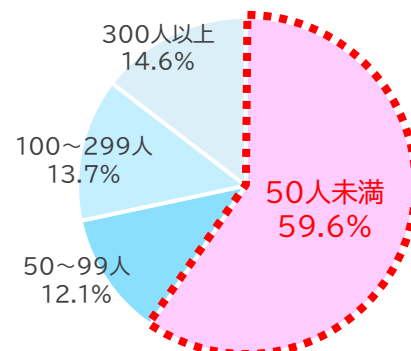
特定健康診断の受診率(2019年度) 厚生労働省資料より



厚生労働省は受診率70%以上を目標に据えており、大企業や公務員はこの水準に達しています。

**規模の小さい企業・事業場には、従業員の健康に対するサポートが行き届きにくい**

従業員規模別 従業員数  
平成28年経済センサスより



**産業医選任義務のない  
小規模事業場には  
全労働人口の約60%が在籍**

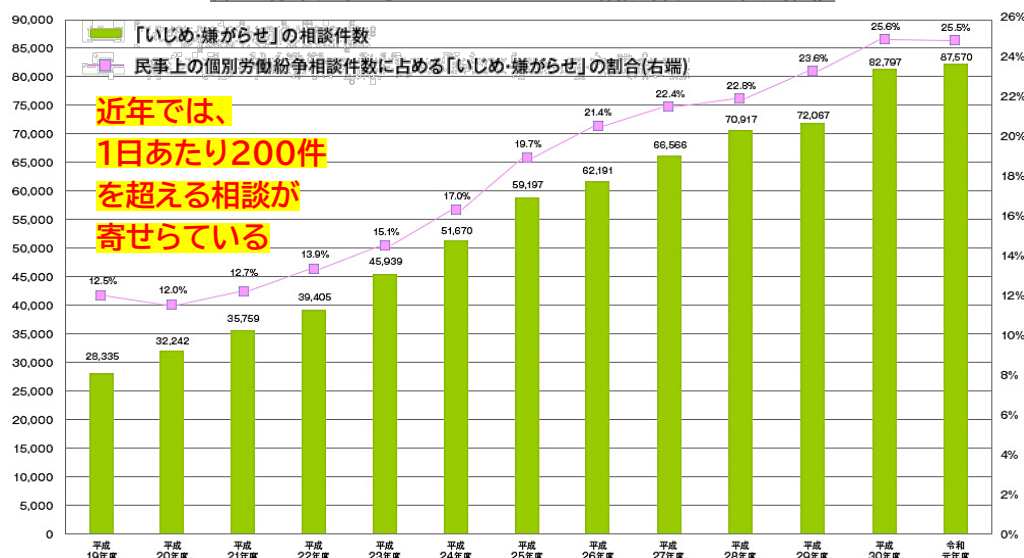
「従業員」という財産を守るための、中小企業にとって手頃なサービスが求められる

### (3) ”心身の健康“に関するトラブルや訴訟の増加・多様化

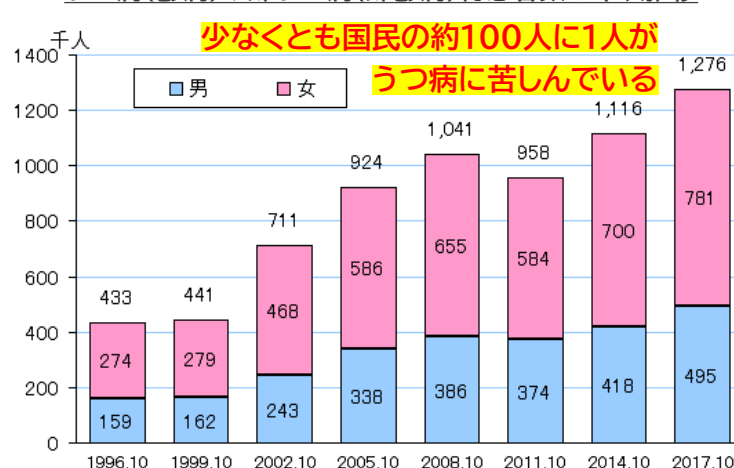
- ◆ 定年延長などで従業員の健康管理に気を遣う機会が増えています。業務中にケガや不幸があった場合には、企業側の責任を追及されてしまう場合もあります。
- ◆ 職場内トラブルやハラスメントが年々増加している背景には、労働者の価値観の変化・多様化や「パワハラ防止法」の施行があります。
- ◆ 増加傾向にあったうつ病は、コロナ禍の影響でさらに増加、深刻化しているといわれます。

→人事・労務担当者だけでは解決できない問題が、今後さらに増えていくことが予想されます。

都道府県労務局へのハラスメント相談件数の年次推移



うつ病(鬱病)や躁うつ病(躁鬱病)総患者数の年次推移



現代ならではのトラブルの未然防止と早期解決をサポートするサービスが求められる

ALSOKオフィスドクターパックは、7つの基本サービスと  
複数のオプションサービスで構成される商品です。

※従業員数50名未満の事業場でご利用いただけます。



健康診断結果の  
産業医による就業判定



人事・労務担当者様  
からの電話相談



化学物質や特殊検診  
に関する助言



オリジナル資料  
「産業保健活動の進め方」



社長とご家族の  
健康相談



医学、産業衛生に関する  
セミナーのご案内



健康だより  
「ALSOK口ハス通信」



サービス紹介動画(導入編)は  
こちら

& 各種オプションサービス

### ①健康診断結果の産業医による就業判断(郵送により1人年1回まで)

従業員の健康診断結果を基に、就業判断を行うサービスです。  
(従業員1人につき年1回まで、健康診断書を郵送していただきます。  
送料別途必要。夜勤者などは年2回まで依頼可能。)

労働安全衛生法では「病気を持っている人は働かせてはならない」と定められていますが、企業側が病気の状態を知ったうえで、その状態に合わせて雇用をすることは問題ありません。



しかし、重度の高血圧の症状を持っていた従業員が社有車の運転中に脳溢血で亡くなってしまった場合などに、**「会社側の安全配慮が欠けていた」**として、遺族から損害賠償を求められてしまうケースもあります。

このような場合、**「医学的見識を持った産業医によって就業判断がなされていた」と会社側が根拠を示せば、責任追及を免れられる場合があります。**



企業には従業員の健康診断結果を5年間保管する義務がありますが、これを失念していると上のケースのような裁判等では大きなマイナスになってしまいます。このような労働安全衛生上のアドバイスができることも、当商品の強みです。

### ②化学物質や特殊健診に関する意見(メール・電話・郵送により1人年2回まで)

ホルムアルデヒド・パラジクロロベンゼン・トルエン等、業務で特定の化学物質や有機溶剤等を使用する企業の従業員は、様々な健康リスクが生じるため、一般的な企業とは異なる「特殊健康診断」を受診すること等の配慮が求められます。

この分野に詳しい産業医や労働衛生コンサルタントが、従業員1人につき年2回まで、各種アドバイスや就業判定等を行うサービスです。



### ③人事労務担当者様からの電話相談(メール・電話により月4回まで)

会社内で起こった、労働安全衛生に関する問題やお悩み等に対して、対処経験の豊富な産業医や労働安全コンサルタントが問題整理や課題解決のアドバイスをを行うサービスです。

(経営者または人事・労務ご担当者からのお問合せにのみ対応します)

気軽に電話で相談していただけますが、裁判案件などで記録を残したい場合は、メールでのやり取りをお勧めします。



#### 【よくある相談の例】

- ✓ 中途採用したい人材がいるが、持病があるらしい。大丈夫でしょうか？
- ✓ 社員がうつ病になってしまった。会社としてどう対応すればいいのか教えてほしい。
- ✓ 具合が悪いなど、何だかんだ理由をつけて遅刻・欠勤が多い社員がいて困る。
- ✓ 健康診断に行かない社員がいる。かかりつけ医があるから必要ないと言うのです。

対応経験豊富な産業医や労働衛生コンサルタントなど、各分野の専門知識を持ったスタッフが、各クライアントにとって最適な解決策をアドバイスします。

check



また、病気の状態などは非常にセンシティブな情報なので、企業担当者から詳細を聞き出すことが難しい場合も。このようなときに、産業医にヒアリングを依頼することもできます。(従業員と産業医との直接の対話・面談はオプションサービスとなります)

### ④健康だより「ALSOK ODP通信」の送信

社内での回覧や掲示、安全衛生委員会の議題づくりなどにも活用できる安全衛生に関する読み物（PDFデータを添付したメールマガジン）を、毎月1回お届けします。

経営層や人事、労務担当者にとって必読の資料です。



#### 【掲載テーマの一例(予定含む)】

- 厚生労働省や経済産業省から発表される、健康経営に関する新たなトピックス
- 熱中症や感染症の予防など、時事的な健康管理対策
- メンタル疾患やリモートワークなど、現代ならではの労働安全衛生をテーマとした記事
- 安全衛生トラブルの事例を題材にした連載読み物コンテンツ

### ⑤オリジナル資料「産業衛生活動の進め方」を進呈

これから産業衛生を活動始める経営者や担当者向けに、会社で執り行わなければならないことや、トラブルを未然に防ぐために知識として持っておくべきことなどの基本をまとめた解説書をお届けします。

（ご契約後、PDFデータでメールにてお送りします）



### ⑥医学・産業衛生に関するセミナーにご招待

3カ月に1回程度、約3時間のセミナーにご招待いたします。  
(実施場所不定。現地に来られない場合はWebで視聴可能です)

非常に評判の良いセミナーで、外部からの参加者は通常5万円の参加費用がかかりますが、ALSOKオフィスドクターパックご契約企業のご担当者様は無料で聴講できます。



### ⑦社長とご家族の健康相談

社長とそのご家族が、自身の健康に関する疑問や心配事を、臨床経験豊富な産業医に相談することができるサービスです。

電話またはメールにて、**無料で、回数制限**なくご利用いただけます。

※電話でご相談される場合の通話料は、相談者様のご負担となります。

※ここでの「ご家族」は、同居されている家族とさせていただきます。



### ●当サービスは、ALSOKと株式会社ロムラボの業務提携によりご提供いたします

#### 株式会社ロムラボ 代表産業医 関谷 剛

医師、医学博士、労働衛生コンサルタント、  
産業医、合同会社ロハスオフィス代表社員  
兼会長兼CEO



#### 【主な経歴】

信州大学医学部を卒業後、東京大学附属病院、国立国際医療研究センターに勤務。  
その後、東京大学大学院医学系研究科アレルギーリウマチ学に入学、免疫アレルギーを研究。  
卒業後医学博士を取得。また、東京大学医学部衛生学にて環境医学や免疫学を研究。  
予防医学、産業衛生学を学び、労働衛生コンサルタント、産業医資格も取得。  
東京大学未来ビジョン研究センター等にも従事している。

当サービスをご利用できるのは、従業員数50名未満の小規模事業場のみです。  
50名以上の事業場には、大企業向け産業医サービスを展開する合同会社ロハスオフィスの産業医サービスをご紹介します。



ALSOKオフィスドクターパック 基本サービス料金

**22,000円(税込)/月**

※初期費用 **0円**

契約期間:1年間(自動更新)



複数の事業場でご契約いただく場合、窓口の一本化を条件に  
2件目以降で割引価格が適用されます

### 1件目

本社・母店など  
対応窓口となる事業場

**22,000円(税込)/月**



### 2件目以降



10名以下  
の事業場

**5,500円(税込)/月**



11~30名  
の事業場

**7,700円(税込)/月**



31~49名  
の事業場

**11,000円(税込)/月**

2021年9月末現在のもの。サービスは順次追加していく予定です。

| サービス名／内容                                                                                                                                       | ご利用料金                                                                                                                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>●産業医による面談・直接対応</b></p> <p>①健康面談 ②長時間労働者面談<br/>③休職・復職面談 ④高ストレス者面談<br/>⑤メンタル疾患者への対応および面談</p>                                               | <p><b>最初1時間49,500円(税込)、以降30分24,750円(税込)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時間内であれば、対象人数に制限はありません。</li> <li>・ 面談は、オンラインまたは対面で実施できます。対面の場合は別途交通費(東京都から)が必要となります。</li> </ul> |
| <p><b>●紹介状の作成、意見書の作成</b></p> <p>ご要望に応じて、病院への紹介状や、裁判などに提出する産業医の意見書を作成いたします。</p>                                                                 | <p><b>1通につき3,850円(税込)</b></p>                                                                                                                                                           |
| <p><b>●ストレスチェック実施者対応</b></p> <p>職場内でストレスチェックを行う際に選定しなければならぬ「ストレスチェック実施者(産業医推奨)」を担当します。調査票の内容確認、高ストレス者の評価・判定基準に関する助言、結果分析と面接指導対象者の選定等を行います。</p> | <p><b>1回につき61,600円(税込)</b></p> <p>ストレスチェック総合サービス「こころメイト(Web検診)」をご利用いただくことが前提となります。1人1回につき税込550円～の検診料と、健診データ登録料が別途必要です。</p>                                                              |
| <p><b>●健康相談パック(別契約オプション)</b></p> <p>看護師やカウンセラーが、従業員の皆様の「健康相談」「メンタルヘルス相談」「ハラスメント相談」に対応する電話相談窓口サービスです。<br/>(ALSOKあんしんケアサポート㈱によるサービスです)</p>       | <p><b>5,500円(税込)／月</b></p> <p>ALSOKオフィスドクターパックを契約していない場合は、11,000円(税込)／月でご利用できます。1契約につき従業員数50名までの企業が対象となります。</p>                                                                         |



改正労働施策総合推進法(通称:パワハラ防止法)の施行により、**2022年4月から**は中小企業においても、事業主は職場内のパワーハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが義務化されました。

その義務のひとつが、「従業員の相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備(相談窓口をあらかじめ定め労働者に周知し、相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること)」です。

➡ 別契約オプションサービス「健康相談パック」で、  
パワハラ防止法で求められている措置を講じられます

従業員向け電話相談窓口をお手頃価格で

**ALSOK**  
**健康相談パック**

通常価格: 月々11,000円(税込)

+



**50%OFF**

**月々5,500円(税込)**



ALSOKオフィスドクターパックご契約先企業は  
通常の50%OFFの価格でご利用できます

従業員の皆様にご利用いただける  
電話相談窓口(フリーダイヤル)をご提供。  
経験豊富な看護師・カウンセラーが  
従業員の皆様からの**3つの相談**にお応えします

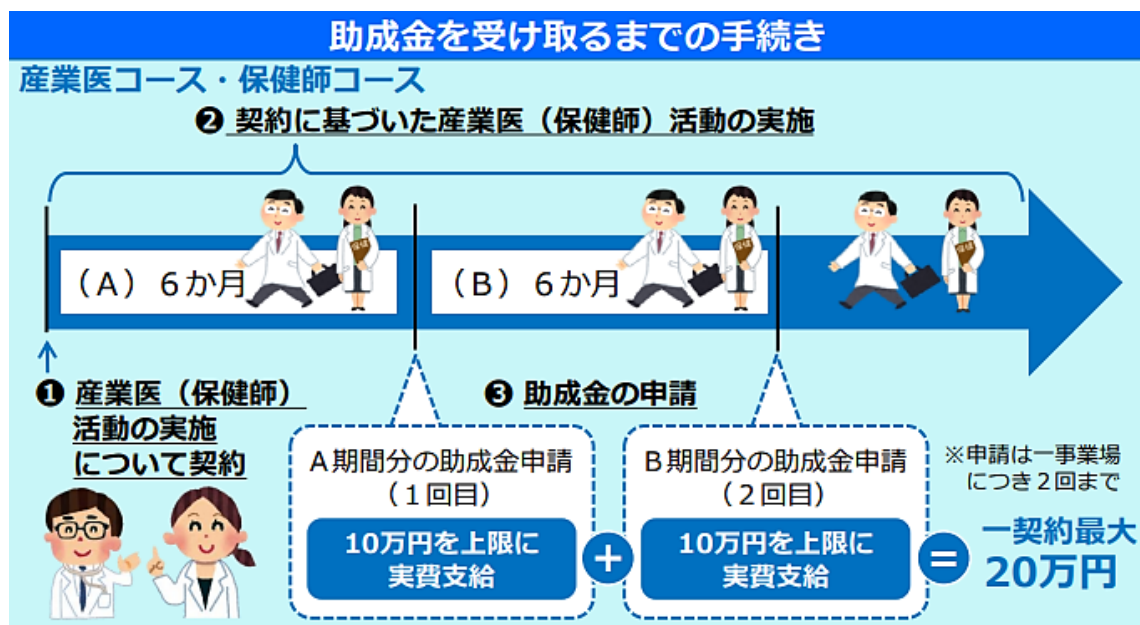
- ①健康相談
- ②メンタルヘルス相談
- ③ハラスメント相談



|                    |  ALSOK<br>オフィスドクター<br>パック | 産業医との契約                         |                                                   |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------------------------|
|                    |                                                                                                            | 50名未満の事業場                       | 50名以上の事業場                                         |
| 法的義務<br>契約条件       | 法的義務なし。<br>従業員数が <u>常時50名未満の<br/>事業場</u> であることが条件。                                                         | 法的義務なし。<br>企業が必要に応じて<br>契約するもの。 | <b>法的義務あり。</b><br>事業場規模等に応じ<br>た設置基準が定めら<br>れている。 |
| 月額料金               | 22,000円（税込）/月                                                                                              | 数万円～/月<br>事業場規模や契約内容によって異なる     |                                                   |
| 小規模事業場<br>産業医活動助成金 | 対象（※）<br><small>※予算や支給審査を伴う制度のため、必ずしも給付が約束されるものではありません。</small>                                            | 対象（※）                           | 対象外                                               |
| 就業判定               | あり                                                                                                         | あり                              | あり                                                |
| 産業医の<br>定期訪問       | なし                                                                                                         | あり                              | あり<br>（月1回以上実施義務）                                 |

## ◆「小規模事業場産業医活動助成金」とは

厚生労働省の産業保健活動総合支援事業の一環として行われているもので、小規模事業場(労働者50人未満の事業場)が、産業医の要件を備えた医師と産業医活動の全部又は一部を実施する契約を締結し、実際に産業医活動が行われた場合に、1事業場当たり6カ月ごとに10万円を上限とし、2回まで費用の助成を受けることができる制度です(最大20万円)。



下のWebサイトより、小規模事業場産業医活動助成金の申請様式、Q&A、支給要領等が確認できます。

独立行政法人  
**労働者健康安全機構 (JOHAS)**  
Japan Organization of Occupational Health and Safety

[https://www.johas.go.jp/sangyo\\_uhoken/tabid/1251/Default.aspx](https://www.johas.go.jp/sangyo_uhoken/tabid/1251/Default.aspx)



**※年間の予算上限があり、支給審査を伴う制度のため、必ずしも給付が約束されるものではありません。**

## ◆まともに就業できない社員への対応



A社

メンタル疾患で休職していた社員が復職したものの、まともに8時間働ける日は1週間で1～2日程度。本人に負担をかけてはいけないという主治医の診断書もあるため、上司も人事もどうしようもなく、年間500万円の給料を払い続けている。

事後介入し、「通常勤務ができない」との産業医意見書を作成し、休職に入っていました。主治医から「勤務可能」との診断書が再度提出されましたが、人事担当者とともに主治医のところに赴き現状を説明したところ、主治医も納得し、きちんと休職となりました。きちんと休んだらしっかり回復し、今では普通に勤務できるようになりました。



B社

「癌で余命3ヶ月」と言われた社員が、「治療のために残業は避けること」という診断書を持って来た。会社は無理せずに休職した方がいいと言ったが、本人の強い希望もありテレワークでの業務を認めることにした。会社もその社員に同情し、業務が進んでいなかったり、連絡が取れなかったりした場合も経過を見ていたが、半年以上経っても同じ状態が続いた。会社に出社して上長と面談する様に言っても、「癌治療でだるくてつらい」との理由で出社せず、オンライン会議でも「癌でやつれてるのを見せたくない」という理由で画面もオフのままにしていた、まともに仕事になっていない状況が1年以上続いている。

産業医意見書を作成し、該当社員ときちんとした就業条件のすり合わせを行い、本人と会社が納得する給料と勤務時間で折り合いをつけました。



「患者個人」との治療契約を前提とした「主治医」の判断は、企業にとって不合理なものとなる場合があります。これに対し、労使間に中立的な立場から、医学的見識をもって「契約企業で働く労働者全体」のことを考え労働環境の改善や就労制限等を助言できるのが「産業医(ALSOKオフィスドクターパック)」です。

## ◆労災トラブルへの対応



C社

月45時間以上の残業をしていた新入社員が体調不良を訴えた。上司が健康状態を確認したが問題なさそうだったので、そのまま勤務を続けさせた。  
すると「調子が悪い」「メンタル疾患になって仕事ができなくなった」と言ってきて、弁護士案件となり、退職金を含め数百万円の支出になってしまった。

医学的な問題は、早めに産業医に相談しておいた方がいいです。  
この場合、長時間労働者面談をしておけば、ここまで大きなことにはならなかったでしょう。

本件は問題が生じてからの産業医対応となりましたが、医学的な見地を基にした意見書を提出したところ、労災に認定されることなく、ほぼ最小限の金額で解決できました。



D社

社員の健康診断結果に異常があったので、地域産業保険センターに無料で就業判定してもらったところ「要医療機関受診」の判定を受けた。  
病院に行ったのでそれで大丈夫だと思い通常勤務を続けたところ、後日出張中に心筋梗塞となって死亡し、会社の安全配慮義務違反を問われ、数千万円を支払うことになった。

この場合、医療機関受診後に「就業制限」をしておけば良かったはずです。

事後介入し、産業医の立場から医学的に説明するための資料を用意して会社弁護士とともに対応しました。当初は約1億円の請求でしたが、追加資料の甲斐あって大幅に減額できました。



労災トラブルでは、企業側がしっかり安全配慮をしていたかどうかが争点になることが多いです。  
健康異常の兆候があった段階で、早めに産業医に相談し、医学的見識を基とした対処をとっておくことで、トラブルの未然防止につながります。  
トラブル発生時には、争点の整理や根拠資料の用意等で、早期解決のサポートをいたします。

従業員の「心とからだの健康」は目に見えないことも多く、どこに問題が潜んでいるのか分かりにくいものです。

労働環境が大きく変化し、人々の価値観が多様化している現代だからこそ、専門家のアドバイスを受けながら、問題を発見・解消していくことが大切です。

弊社といたしましては、お客様の“健康”にかかわる課題を解決するとともに、社会から求められている「健康経営」を実現するためのお役に立ちたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

